



年末調整の申告書は、国税庁ホームページで公開されています

令和3年分

年末調整のしかた

年末調整に関する特設ページを掲載しています。

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する特設ページを掲載しています。特設ページには、動画による年末調整の説明、扶養控除等申告書などの各種様式、従業員向けの説明用リーフレットなど年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

◎ 国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

また、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。

◎ YouTube：<https://m.youtube.com/user/ntachannel>

※ 国税庁ホームページ及びYouTubeに掲載している各動画は、令和3年10月頃に最新版に更新いたします。



(特設ページ)



(YouTube)

年末調整に係る源泉徴収をした
所得税及び復興特別所得税の納期限

令和4年1月11日(火)

※納期の特例の承認を受けている場合は、

令和4年1月20日(木)

★国税庁インターネット番組 (YouTube)では、
動画による説明を掲載しています。

～ 早めに年末調整の準備を進めるようにしましょう。～

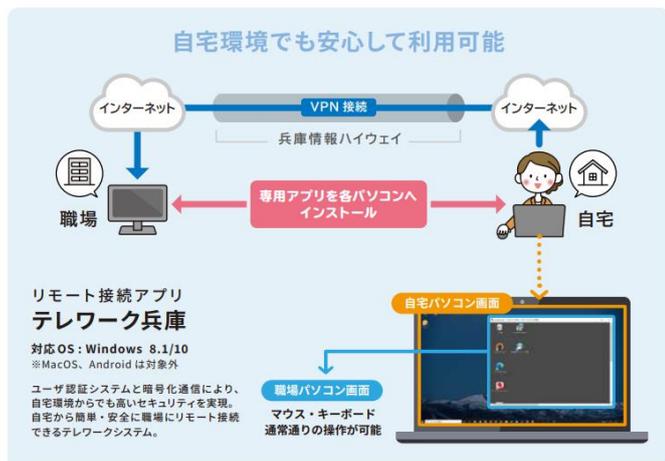
令和元年度より、年末調整関係書類等の送付枚数について見直しが行われ変更されています。用紙が足りない事業所については、以下の方法で入手をしていただく必要があります。

1. 国税庁ホームページからダウンロード
2. 送付した様式のコピーも使用できます (給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)については不可)
3. 税務署窓口でも配布しています

青色申告推進部会の皆様 ～ 税理士指導による年末調整指導<令和4年1月上旬実施>～
指導日案内の発送(ハガキ)は、12月中旬予定です。年末調整関係書類等の確認と準備をお願いします。

自宅から職場へ テレワーク兵庫 利用のご案内

兵庫県では、コロナ禍対応支援策として県内の中小企業や自治体向けに在宅勤務用システム「テレワーク兵庫」を無償提供しています。専用アプリの導入で自宅から簡単に職場パソコンにリモート接続できます。



1.対象

- ・兵庫県内の中小企業(資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下等の条件あり)
- ・一企業あたり 300 人程度まで登録可能

2.利用条件

- ・令和5年12月までの間、無償で提供します
- ・企業及び自宅のインターネット回線、パソコン等については自己負担で準備すること

3.申込方法

企業の経営者またはシステム管理者から申し込みください
(応募企業が多数の場合は、抽選になる可能性があります)

☒お問い合わせ

hyogo-telework@soc.pref.hyogo.jp

テレワーク兵庫ヘルプデスク

☎電話番号 078-381-9205 ☑受付時間 9:00～17:30

確定申告に必要な控除証明書はお手元にありますか？

●社会保険料控除(国民年金) <送付元:日本年金機構>

発送日	対象者
令和3年10月25日から 11月上旬にかけて順次	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付された方
令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付された方

※再発行は、ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004、もしくは、最寄りの年金事務所で再発行の手続きができます。

※生計を一にする配偶者や親族の保険料を支払った場合も控除の対象とすることができます

●公的年金等の源泉徴収票 <送付元:日本年金機構>

発送日	注意事項
令和4年1月中旬から 1月下旬にかけて順次発送	・障害・遺族を給付事由とする年金を受給されている方には(所得税 法上非課税のため)発行されません。

※再発行は、ねんきんダイヤル 0570-05-1165、もしくは、最寄りの年金事務所で再発行の手続きができます。

※確定申告等の介護保険料(社会保険料)控除についての注意点

65歳以上の公的年金を受給されている方で、特別徴収(年金天引き)により納めている介護保険料を申告できるのは、年金受給者本人です。

●小規模企業共済等掛金控除(小規模企業共済) <送付元:中小機構>

発送日	対象者
令和3年11月ごろ	・9月までに加入し、加入時に初回分以上を現金で支払った人で、 同年1月から9月までの掛金を納付した人 ・7月までに加入し、9月までに口座振替で支払った人
令和4年2月ごろ	・10月から12月までに加入し、加入時に初回分以上を現金で 支払った人 ・10月までに加入し、12月まで振替で支払った人

※再発行は、中小機構ウェブサイトのページから再発行の依頼をする、もしくは、電話(042-567-3308)による自動発送サービスで再発行の依頼をすることができます。

◎中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済) <送付元:中小機構>

「中小企業倒産防止共済掛金納付状況のお知らせ(掛金納付状況兼領収書)」

発送日	注意事項
令和4年2月～3月頃	・控除の対象ではなく、必要経費に計上するものです。 ・確定申告の際には、 <u>明細書を作成して添付する</u> ことになっています。